

しくみ編

みどり編

公園編

しくみ編

緑は、都市生活を営む私たちに安らぎや癒しなどといった効果を与える、とてもかけがえのない存在となっています。この貴重な緑を行政と市民が一体となり、守り、育て、つくり、そして支えるしくみを充実させ、武蔵野市独自の緑の文化を創出していきます。



緑の憲章・条例

武蔵野市民緑の憲章(抄)

(昭和48年4月19日制定)

武蔵野市は私たち武蔵野市民の自治体である。私たち武蔵野市民は、この市民による自治という基本理念にたち、「平和な緑と教育」のふるさと武蔵野市をつくっていくために、市民緑の憲章を定める。

私たち武蔵野市民は

1. すべての緑はみんなの財産として、大切にする。
2. 常に緑をまもり緑をそだて、これを次代に伝える。
3. 自発的に緑化運動を推進する。
4. 市の緑化計画と、その実現に参加する。

武蔵野市は

1. 緑化計画を定め、推進体制を確立する。
2. 緑のネットワークの充実を積極的にすすめる。
3. 市の施設の緑化を、市民に率先してすすめる。
4. 学校・団地・企業などに自発的な緑化をもとめる。
5. 近隣の自治体と協力してひろく緑化をすすめる。

■ 武蔵野市の緑と公園に関する条例・規則・要綱

- 「武蔵野市みどりの保護育成と緑化推進に関する条例」
昭和60年3月23日施行 同規則昭和60年8月17日施行
- 「武蔵野市公園緑化基金条例」
昭和63年4月1日施行
- 「武蔵野市立公園条例」
昭和58年3月29日施行 同規則昭和58年5月24日施行
- 「武蔵野市緑被地確保のための農地保全条例」
昭和49年3月22日施行 同規則昭和49年3月26日施行
- 「武蔵野市立農業ふれあい公園の管理に関する条例」
平成20年4月27日施行 同規則平成20年4月27日施行
- 「武蔵野市まちづくり条例」
平成21年4月1日施行 同規則平成21年4月1日施行
- 「武蔵野市が設置する都市公園における移動等円滑化の基準に関する条例」
平成25年4月1日施行 同規則平成25年4月1日施行
- 「武蔵野市緑化・環境市民委員会設置要綱」
昭和60年10月12日実施
- 「武蔵野市ちびっこ広場補助要綱」
昭和49年7月1日施行
- 「武蔵野市緑化に関する指導要綱」
平成9年11月1日施行
- 「武蔵野市立鎌田公園運営要綱」
平成5年4月1日施行
- 「武蔵野市緑ボランティア団体事業助成要綱」
平成12年4月1日施行
- 「武蔵野市緑ボランティア団体事業助成要綱実施細目」
平成12年4月1日施行
- 「二俣尾・武蔵野市民の森運営団体運営費補助金交付要綱」
平成15年1月1日施行
- 「武蔵野市保存樹木せん定事業実施要綱」
平成15年11月18日施行
- 「二俣尾・武蔵野市民の森自然体験館の運営及び利用に関する要綱」
平成18年7月29日施行

■ 緑に関する資料・パンフレット

緑や公園に関する様々な資料を作成しています。市のホームページ (<http://www.city.musashino.lg.jp/>) でも情報を発信しています。



平成23年4月
武蔵野市みどり
武蔵野市自然環境等
実態調査



平成22年3月
公園街路樹マップ
市内の公園と街路樹
を表示した地図



平成24年10月
武蔵野市みどり公園GUIDE BOOK
市内5つの散歩コースを
紹介



平成9年11月
緑を育てる
緑化指導に関する手
続き案内



平成20年4月
武蔵野市緑の基本計画2008
平成9年度改訂版（基本計画検討委員会を設け策定）



平成10年9月
きになるしきみ
案内パンフレット
事業紹介等



平成18年4月
二俣尾・武蔵野市民の森
案内パンフレット
事業紹介等



平成20年3月
鎌田公園使用案内
案内パンフレット
(公園使用のルール等)



■ 緑化に関する指導要綱

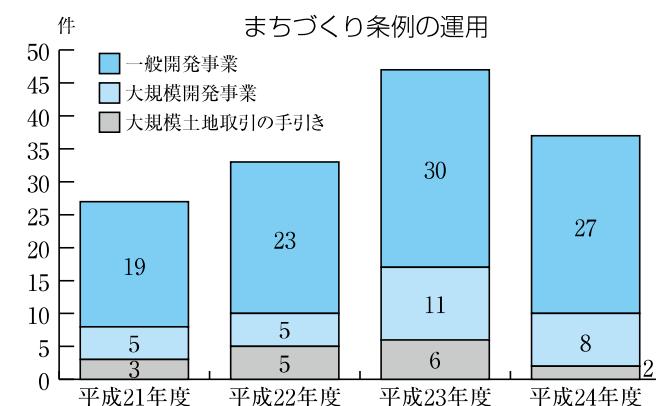
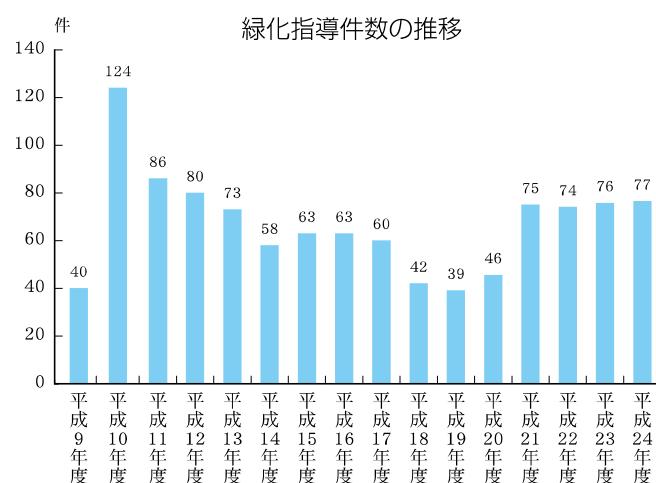
緑豊かな「むさしの」づくりを進めるため、平成9年11月に「武蔵野市緑化に関する指導要綱」を制定しました。

これまで、主に敷地面積1000m²以上を対象とした「東京における自然の保護と回復に関する条例」と都市計画法第29条に規程する開発行為(500m²)以上及び中高層建築物の建設事業を対象とした「武蔵野市宅地開発等に関する指導要綱(平成21年廃止)」により緑化に協力していただいていましたが、上記、緑化に関する指導要綱により原則200m²以上の敷地の建築に際しても緑化計画書の提出が必要になり、緑化にご協力していただくこととなります。また、200m²未満の建築の場合も出来る限り緑化にご協力いただいているです。

■ 宅地開発等に関する指導要綱からまちづくり条例へ

昭和46年、全国に先駆け「武蔵野市宅地開発等に関する指導要綱」を制定し、以来38年間に渡って、みなさまのご協力のもと、良好な住環境の保全・創出、武蔵野市らしいまちづくりを推進し続けてまいりましたが、平成21年4月より、更に快適で豊かな都市環境を形成するために「武蔵野市まちづくり条例」を施行しました。

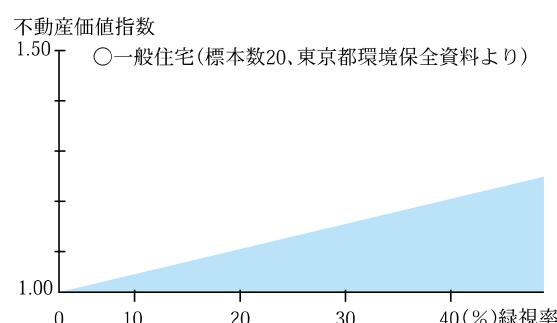
この新たなまちづくりのルールの中で、開発事業に伴う緑化の基準や規制などが明確になり、市民・事業者・市の三者によるまちづくりを進めていますが、今後、協働によるまちづくりをより一層充実させるため、緑の基本計画の追加、緑化の基準変更も含めた見直しを予定しています。



はなし の タネ

緑は街をイメージアップ

住宅に緑がある場合と、ない場合のモノタージュ写真を不動産鑑定士に見てもらい、不動産価値がどのくらい変わるかをまとめたグラフです。住宅地内や周辺が緑化されている方が高い価値がつくことがわかります。緑化に貢献することで、自分たちの街の不動産価値もアップするんですね。



長期計画

「長期計画」と緑の整備

武蔵野市の「長期計画」は、昭和46年の第1期策定以降、市民参加で策定され、多くの成果を収めています。

緑の整備に関しては、第1期長期計画・第2期長期計画では、それぞれ「都市改造の6大事業」及び環境計画の主要項目として挙げられ、第3期長期計画では、緑化と水辺の整備の推進、「緑と水のネットワーク」の完成を目指しています。

第4期長期計画では、緑豊かな都市環境創出のため、市民との協働の事業や身近な自然の回復を目指し、生態系を重視した水辺空間の整備などを掲げています。

そして、第5期長期計画(平成24年度～33年度)では、第4期長期計画調整計画(平成20年度～24年度)を発展させ、緑豊かな都市、環境と共生する持続可能な都市の構築と次世代に良好な環境を引き継いでいくことを目的に、環境学習・教育の体系化、機会の拡充、情報提供による緑・環境に関する意識の醸成などしきみの整備とともに、各主体間のネットワークづくりによる自発的・主体的な行動を促進しています。

また、「緑」を基軸としたまちづくりを推進するため、公園緑地の整備・拡充、民有地の緑の保全と創出、緑と水のネットワークの推進、水源林の保全など広域の緑の保護・育成を挙げています。

「長期計画」と緑の整備

第一期長期計画(S46～55)

- 緑のネットワーク計画の推進
- 公共施設・学校の緑化
- 工場、事業所内の緑化推進
- 植樹の奨励
- 苗木の育成・斡旋
- 緑化と美化に関する条例の制定
- 市民園芸講座の開設
- 街路樹の整備
- <緑のネットワーク計画>
- 玉川上水緑の遊歩道新設
- 中央市民公園(市営競技場周辺)の造成
- 中央市民公園と成蹊大学を結び緑の遊歩道化
- 緑化市民委員会の発足
- 公園課の新設
- 都浄水場一部公園化の促進
- 中央市民公園の整備
- 中央通り公園道路化
- 米軍施設跡地の緑地化
- 武蔵川の緑の遊歩道化
- 千川上水流域の公園道路化の促進
- 吉祥寺北地区への緑の導入

第二期長期計画(S56～H4)

- 都立武蔵野中央公園予定地の早期公園化の整備
- 市立中央市民公園化促進
- 公園・児童遊園整備
- 遊び場、公園用地の恒久化
- 公園条例の制定
- 緑化条例の制定
- 市民農園の設置
- 市民の森確保
- 緑化植物園の検討
- 都立境浄水場の公園化の検討
- 緑化モデル地区の調査および協定の推進
- 緑化協定の推進
- 緑の景観体系の確立
- 駐車場の緑化推進
- 保存樹木保存樹木の指定の推進
- 保存樹木の確保
- 保存樹木と事故保険
- 市民の木・市民の花の啓発普及
- 生活道路と沿道緑化の推進
- 千川緑道計画の検討
- 仙川の遊歩道化
- 玉川上水の流水確保
- 玉川上水・千川上水の市民による環境整備促進

第三期長期計画(H5～H16)

- 緑と水のネットワーク
- 大木シンボルツリー2000計画の推進
- 学校を「地域の森」にする計画の推進
- 公園の新設・拡充と恒久化、特色ある公園づくり
- 「森の番人」の設置
- 都立境浄水場公園化の要請
- 樹林・屋敷林の保存対策
- 「みち」の緑化推進
- 水系・水辺の整備
- 市民農園の確保
- 散歩道の整備
- 水辺の道の整備
- 吉祥寺駅と井の頭公園間の街区整備
- 武蔵境～関前地区間の緑道整備
- 緑地計画
- 公共施設の緑化推進
- 公園の拡充
- 玉川上水、千川上水の水質改善と環境整備
- 井の頭公園湧水の保全
- 緑と水のネットワークの拠点整備
- 地下水の涵養、土壤汚染の監視と保全
- 生産緑地維持の方策の検討



しきみ編

第四期長期計画(H17~H26)

- 緑豊かな都市環境の創出
 - 特色ある公園づくりの推進
 - 公園・緑地の新設と拡充
 - 境南ふれあい広場公園の整備
 - 冒険遊び場の整備
 - 農業ふれあい広場公園の整備
 - 魅力ある遊歩道の再整備
 - グリーンパーク緑地の拡充整備
 - 千川上水遊歩道の再整備
 - 軸となる緑とオープンスペースの再整備
 - 市民との協働でつくる緑化空間
 - 民有地と公共空間がともに取組む緑化の推進
 - 緑の保全創出を図るための支援制度の調査研究
 - コミュニティガーデンの設置
 - 市民による公園緑地管理制度の検討
 - むさしの自然環境センター設置の検討
 - むさしのグリーンマスター制度の導入
 - 身近な自然の回復と保全
 - 水辺区間の整備と生態系の重視
 - 仙川水辺環境の整備(仙川リメイク)
 - 玉川上水の保全と整備
 - 近郊地の森林の保全と活用
 - 森林保全事業の展開
 - 身近な自然体験学習の場の整備・活用
 - トラスト制度による水と緑の保全

第四期長期計画・調整計画(H20~H24)

- 緑豊かな都市環境の創出
 - 市民との協働でつくる緑化空間
 - 公園・緑地の新設と拡充
 - 公園緑地リニューアル総合計画(仮称)の策定
 - 公共施設における緑化の推進
 - 民有緑地の保全制度の評価・見直し
 - 新たな緑創出のための施策の調査・研究
 - 市民による公園管理、緑化事業の推進
 - みどりボランティア団体支援制度のあり方の検証
 - 「自然環境センター(仮称)」の設立
 - 自然環境センター(仮称)の設立
 - トラストやファンドのあり方の検討・実施
 - 緑のサポーター制度活用の推進
 - 魅力ある遊歩道の再整備
 - グリーンパーク緑地の拡充整備
 - 緑のネットワーク化の推進
 - 身近な自然の回復と保全
 - 生態系を重視した水辺空間の整備
 - 仙川水辺環境の整備(仙川リメイク)
 - 千川上水整備計画(仮称)の策定
 - 近郊地の森林の保全と活用
 - 森林保全事業の評価・検証

第五期長期計画(H24~H33)

- 市民の自発的・主体的な行動を促す支援
 - 緑・環境に関する意識の醸成
 - 緑・環境に関する情報発信、啓発事業の推進
 - 市民・事業者による自発的・主体的な行動の促進
 - 緑を支える活動の支援
 - 第五期緑化環境市民委員会の実施
 - 多様な主体による緑の維持管理
- 環境負荷低減施策の推進
 - 都市基盤整備における環境負荷低減の推進
 - 都市基盤整備における環境負荷低減の推進
- 「緑」を機軸としたまちづくりの推進
 - 緑の保全と創出
 - 公園緑地の整備・拡充
 - 公共施設跡地の公園緑地化
 - (旧東町図書館、八幡町コミュニティセンター、下木道ポンプ場跡地)
 - 公園・緑地リニューアル計画の推進
 - 公園緑地の維持管理に関するガイドラインの策定及び適正な維持管理
 - 公共施設緑化基準の策定及び緑化推進
 - 民有地のみどりの保全と創出の推進
 - 緑と水のネットワークの推進
 - 仙川水辺環境整備基本計画の推進
 - 千川上水整備計画の推進
 - グリーンパーク緑地拡充整備
 - 街路樹の保全・適正管理
 - 広域の緑の保護・育成
 - 身近な自然体験学習の場の整備活用

緑の基本計画

■ 緑の基本計画

緑の基本計画は、平成6年6月の都市緑地保全法の一部改正により創設された制度で、区市町村の地域性や独自性を生かした個性ある計画づくりを行うことができます。内容は都市公園の整備、公共・民間施設などを対象とする都市緑化の推進、緑化活動への市民参加の促進などを包含した総合的な計画となります。本市では、平成8年度に全国に先駆け基本計画を策定しましたが、20年計画の中間年の平成18年度から市民参加を得た検討委員会を設けオープンハウスやパブリックコメントを実施し、平成20年4月に【武藏野市緑の基本計画2008】を策定しました。

■ 施策体系

緑を守り・育むために、市民（市民団体や事業者を含む）、市がそれぞれの役割に応じ下記の施策に取組みます。なお、★は、市の長期計画に位置づけられている施策であり、施策の中でも特に重点的に推進します。

新たな緑を育む

拠点や身近な緑をつくる

- 施策1 ★ 公園緑地の整備・拡充
- 施策2 学校の緑の充実
- 施策3 ★ 公共施設の緑化

緑と水のネットワークを進める

- 施策7 ★ 仙川水辺環境整備基本計画の推進
- 施策8 ★ 千川上水の整備
- 施策9 玉川上水沿線の緑化

- 施策4 壁面・屋上緑化の推進
- 施策5 緑化指導の推進
- 施策6 緑の創出施策の研究と実施

- 施策10 道路緑化・緑道整備の推進
- 施策11 接道部緑化の推進

今ある緑を守る

緑を維持し充実させる

- 施策12 ★ 公園緑地の適正な維持管理
- 施策13 ★ 街路樹の適正な維持管理
- 施策14 樹木・生垣の保全

- 施策15 樹林地の保全
- 施策16 ★ 農地の保全

緑を再生させる

- 施策17 ★ 公園の改修(リニューアル)
- 施策18 駅周辺の緑の充実

- 施策19 境山野緑地の保全
- 施策20 緑の循環システムの整備

協働を推進する

協働を支える仕組みをつくる

- 施策21 自然環境センター(仮称)の設立
- 施策22 みどりのサポーター制度の運用
- 施策23 市民緑化基金制度の創設

- 施策24 緑の表彰制度の創設
- 施策25 緑の総合相談体制の確立
- 施策26 民間活力を利用した緑化の推進

協働の取組みを推進する

- 施策27 ★ 緑化・環境市民委員会の活用
- 施策28 市民主体の環境講座、啓発事業実施
- 施策29 ★ 緑の情報の発信と共有

- 施策30 ★ 緑を支える活動の支援
- 施策31 ★ 多様な主体による緑の維持管理